

伊豆諸島生産品海上輸送コスト支援事業費補助金交付要綱

令和5年5月18日

5 港島管第89号

(目的)

- 第1条 この要綱は、国の交付金制度を活用する伊豆諸島の各町村に伊豆諸島生産品海上輸送コスト支援事業費補助金（以下「支援事業費補助金」という。）を交付することにより、島内産業の振興を図り、もって島民生活の安定に資することを目的とする。
- 2 支援事業費補助金の交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和37年規則第141号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「国の交付金制度」とは、次に掲げる制度をいう。

- 一 離島活性化交付金交付要綱（平成25年5月20日付国国離第23-2号）、離島活性化交付金事業実施要綱（平成25年5月20日付国国離第23-1号）及び離島活性化交付金事業実施要領（平成25年5月20日付国国離第23-3号）並びにその他の法令及び関連通知により、離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和28年7月22日法律第72号）第2条の規定に基づき指定するものをいう。以下同じ。）を対象に交付する交付金に係る国の制度のうち、離島活性化交付金事業実施要綱第3条（1）ア②に規定する輸送支援（戦略産品の移出及び戦略産品の原材料等の移入に係る輸送費支援）により交付される交付金（以下「離島活性化交付金（輸送支援）」という。）に係る制度
 - 二 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号。以下「有人国境離島法」という。）第11条、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱（平成29年4月3日付府海事第7号）及び特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業実施要領（平成29年4月3日付府海事第7号）並びにその他の法令及び関連通知により、特定有人国境離島地域（有人国境離島法第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）を対象に交付する交付金に係る国の制度のうち、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱第3条第1項第3号に規定する輸送コスト支援事業により交付される交付金（以下「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金（輸送コスト支援）」という。）に係る制度
- 2 この要綱において「国の交付金」とは、離島活性化交付金（輸送支援）及び特定有人国境離島地域社会維持推進交付金（輸送コスト支援）をいう。
- 3 この要綱において「事業者」とは、離島活性化交付金事業実施要綱第5条に規定する事業実施主体及び特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱第27条に規定する事業実施者をいう。

- 4 この要綱において「輸送コスト補助」とは、伊豆諸島生産品海上輸送コスト支援事業（以下「本事業」という。）の対象地域の町村が国の交付金制度により事業者へ補助するものと及びこれと一体の補助として町村独自に事業者へ補助するものをいう。
- 5 この要綱において「事業計画」とは、離島活性化交付金事業実施要綱第6条の規定により作成する離島活性化事業計画及び特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業実施要領第4 5の規定により作成する特定有人国境離島地域社会維持推進交付金輸送コスト支援事業を用いた農水産業の発展計画をいう。
- 6 この要綱において「品目」とは、離島活性化交付金事業実施要領別添1及び別添2並びに特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業実施要領別紙1及び別紙2に規定するものをいう。
- 7 この要綱において「移出品」とは、本事業の対象地域から本土に輸送する品目のうち、国の交付金制度の補助対象となるものをいう。
- 8 この要綱において「移入品」とは、本土から本事業の対象地域に輸送する品目のうち、国の交付金制度の補助対象となるものをいう。

（対象地域）

第3条 本事業は、離島振興対策実施地域又は特定有人国境離島地域をその区域に含む、東京都下の町村を対象とする。

（補助対象事業、補助率等）

第4条 輸送コスト補助を行う町村に対し、支援事業費補助金を交付する。ただし、輸送コスト補助の対象に次の経費が含まれている場合は、当該経費を本事業の対象としない。

一 航空輸送費

二 移出品5品目、移入品5品目、計10品目を超える品目に係る経費

三 伊豆諸島海上貨物運賃補助金要綱（昭和62年3月25日付61港島管第1003号）に基づく補助率及び同要綱の特例を別途定めている場合における補助率が適用された経費

2 本事業の補助率は、別表1のとおりとする。ただし、伊豆諸島海上貨物運賃補助金要綱の特例を別途定めている場合において、当該特例の補助対象期間中における本事業の補助率は、別表2のとおりとする。

3 支援事業費補助金は、輸送コスト補助に係る補助対象経費の総額に前項の規定による補助率を掛けて算出する。

4 前項の規定により算出した金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（交付申請）

第5条 支援事業費補助金の交付を受けようとする町村は、知事の指定する期日までに、伊豆諸島生産品海上輸送コスト支援事業費補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 交付申請金額算定等に係る参考資料
- 二 国の交付金の交付に係る申請書の写し
- 三 国の交付金の交付に係る決定通知書の写し
- 四 事業計画
- 五 輸送コスト補助に係る当該町村の補助要綱又はこれに代わる書類
- 六 輸送コスト補助に係る予算書の写し又は予算書案
- 七 その他知事が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 知事は、前条の規定により提出された書類を審査し適当と認めた場合は、予算の範囲内で支援事業費補助金の交付決定を行い、その旨を伊豆諸島生産品海上輸送コスト支援事業費補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により町村に通知する。

（概算払）

第7条 前条の規定により支援事業費補助金の交付決定の通知を受けた町村は、交付決定額の範囲内で、概算払による補助金請求書（別記第3号様式）を提出することができる。

2 知事は、前項の規定による概算払の請求があったときは、交付決定額の範囲内で、これを交付することができる。

（交付申請の取下げ）

第8条 第6条の規定により支援事業費補助金の交付決定の通知を受けた町村が離島活性化交付金交付要綱第5条又は特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱第11条の規定による国の交付金の交付申請の取下げを行ったときは、伊豆諸島生産品海上輸送コスト支援事業費補助金申請取下通知書（別記第4号様式）に国に提出した当該取下げに係る書類を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。

（交付決定額の変更）

第9条 第6条の規定により支援事業費補助金の交付決定の通知を受けた町村が離島活性化交付金交付要綱第6条第1項の規定による国の交付金の交付決定額の変更、補助事業の内容若しくは補助対象経費の配分の変更に係る申請書を国に提出し、若しくは特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱第12条の規定による国の交付金の変更交付申請書を国に提出し、国がこれを承認した場合又はその他支援事業費補助金の交付決定の内容を変更する必要がある場合は、伊豆諸島生産品海上輸送コスト支援事業費補助金

交付決定変更申請書（別記第 5 号様式）に次に掲げる書類を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。

- 一 国に提出した申請書（国の交付金に係る変更決定があった場合に限る。）
- 二 国から受領した変更決定通知書（国の交付金に係る変更決定があった場合に限る。）
- 三 その他知事が必要と認める書類

- 2 知事は、前項の規定により提出された書類を審査し適当と認めた場合は、予算の範囲内で支援事業費補助金の交付決定の変更を行い、その旨を伊豆諸島生産品海上輸送コスト支援事業費補助金交付決定変更通知書（別記第 6 号様式）により補助対象となる町村に通知する。

（事故報告）

- 第 10 条 町村が離島活性化交付金交付要綱第 6 条第 2 項の規定による中止又は廃止の申請、同条第 3 項の規定による報告、若しくは特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱第 16 条の規定による事故報告を行ったときは、その内容を速やかに知事に報告しなければならない。

（状況報告）

- 第 11 条 町村が離島活性化交付金交付要綱第 7 条の規定による状況報告、又は特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱第 37 条の規定による遂行状況報告を行ったときは、その内容を速やかに知事に報告しなければならない。

（実績報告）

- 第 12 条 町村は、離島活性化交付金交付要綱第 8 条及び特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱第 38 条の規定による実績報告をしたときは、支援事業費補助金の額を計算し、伊豆諸島生産品海上輸送コスト支援事業費補助金実績報告書（別記第 7 号様式）に次に掲げる書類を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。

- 一 国に提出した報告書
- 二 実績根拠資料
- 三 その他知事が必要と認める書類

（額の確定）

- 第 13 条 知事は、前条の規定により提出された書類を審査し、適当と認めた場合は、交付すべき支援事業費補助金の額の確定を行い、その旨を伊豆諸島生産品海上輸送コスト支援事業費補助金額確定通知書（別記第 8 号様式）により町村に通知する。
- 2 町村は、前項の確定額が第 7 条第 2 項の規定による概算払による交付を受けた額を下回った場合は、知事の指定する期日までに、既に交付を受けた概算払額と確定額との差額

を知事に返還しなければならない。

(精算払)

第 14 条 前条の規定により支援事業費補助金の額の確定の通知を受けた町村は、精算払による補助金請求書（別記第 9 号様式）を提出することができる。

2 知事は、前項の規定による精算払の請求があったときは、確定額の範囲内で、これを交付することができる。

(交付決定の取消等)

第 15 条 知事は、次に掲げる場合には、第 6 条の規定による交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

一 離島活性化交付金交付要綱第 11 条第 1 項の各号及び特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱第 42 条第 1 項の各号に該当する場合

二 事業者が、偽りその他不正の手段により輸送コスト補助の交付決定又は輸送コスト補助の交付を受けた場合

三 事業者が、輸送コスト補助を当該事業以外の用途に使用した場合

四 その他支援事業費補助金若しくは輸送コスト補助の交付決定の内容、これに付した交付条件又は知事の命令に違反したとき

五 事業者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員その他計画的又は常習的に暴力、脅迫及びこれらに類する手段を用いて不法行為や要求を行う集団又は個人が含まれていた場合

2 前項の規定は、支援事業費補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 知事は、第 1 項の規定による交付決定の取消しをした場合で、既に当該取消しに係る部分について支援事業費補助金が交付されているときは、期限を付して当該支援事業費補助金の全部または一部の返還を命ずるものとする。

(帳簿等の整備)

第 16 条 町村は、事業者が輸送コスト補助の経理について特別の帳簿を備えさせるとともにその内容を証する関係書類を整理させ、他の経理と区分して、その収支を明らかにさせなければならない。

2 知事は、本事業の目的を達成するために必要と認めるときは、町村に対して必要な報告をさせ、又は町村若しくは事業者の帳簿、書類その他物件等を調査することができる。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和5年5月18日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表 1

対象町村	補助率
伊豆諸島北部 (大島町、利島村、新島村及び神津島村)	1 5 分の 7
伊豆諸島南部 (三宅村、御蔵島村、八丈町及び青ヶ島村)	5 分の 1

別表 2

対象町村	補助率
伊豆諸島北部 (大島町、利島村、新島村及び神津島村)	3 分の 2
伊豆諸島南部 (三宅村、御蔵島村、八丈町及び青ヶ島村)	5 分の 2

第 1 号様式

第 号
年 月 日

東京都知事 殿

(申請者)

年度伊豆諸島生産品海上輸送コスト支援事業費補助金交付申請書

伊豆諸島生産品海上輸送コスト支援事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記の
とおり伊豆諸島生産品海上輸送コスト支援事業費補助金の交付を申請する。

記

1 輸送コスト補助事業名

2 交付申請金額（都） 金 円

3 対象品目及び活用する国庫補助制度（品目別）

対象品目		活用する国庫補助制度
移出品	移入品	

第2号様式

第 号
年 月 日

殿

東京都知事

年度伊豆諸島生産品海上輸送コスト支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号により申請のあった伊豆諸島生産品海上輸送コスト支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、伊豆諸島生産品海上輸送コスト支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知する。

記

（定義）

第1 この通知書における用語の定義は、この通知書に定めるもののほか、伊豆諸島生産品海上輸送コスト支援事業費補助金交付要綱（ 年 月 日付 港島管第 号）（以下「要綱」という。）第2条に定めるところによる。

（補助対象事業）

第2 補助金の交付の対象となる事業は、輸送コスト補助に係る事業（以下「補助対象事業」という。）とし、その内容は、伊豆諸島生産品海上輸送コスト支援事業費補助金交付申請書（ 年 月 日付 第 号）及び添付書類のとおりとする。

（補助金交付額）

第3 補助金交付額は、金 円とする。ただし、交付決定が変更された場合における補助金交付額については、別に通知するところによるものとする。

（概算払）

第4 補助対象事業を実施する者（以下「実施者」という。）は、交付決定額の範囲内で、

概算払の請求を行うことができる。

- 2 知事は、補助金の概算払の請求があったときは、交付決定額の範囲内で、これを交付することができる。

（事故報告）

- 第5 実施者が離島活性化交付金交付要綱第6条第2項の規定による中止又は廃止の申請、同条第3項の規定による報告、若しくは特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱第16条の規定による事故報告を行ったときは、その内容を速やかに知事に報告しなければならない。

（状況報告）

- 第6 実施者が離島活性化交付金交付要綱第7条の規定による状況報告、又は特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱第37条の規定による遂行状況報告を行ったときは、その内容を速やかに知事に報告しなければならない。

（実績報告）

- 第7 実施者は、離島活性化交付金交付要綱第8条及び特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱第38条の規定による実績報告をしたときは、補助金の額を計算し、速やかに知事に実績報告をしなければならない。

（額の確定）

- 第8 知事は、実績報告により提出された書類を審査し、適当と認めた場合は、交付すべき補助金の額の確定を行い、その旨を実施者に通知する。
- 2 実施者は、前項の確定額が概算払による交付を受けた額を下回った場合は、知事の指定する期日までに、既に交付を受けた概算払額と確定額との差額を知事に返還しなければならない。

（精算払）

- 第9 補助金の額の確定の通知を受けた実施者は、精算払の請求を行うことができる。
- 2 知事は、補助金の精算払の請求があったときは、確定額の範囲内で、これを交付することができる。

（交付決定の取消等）

- 第10 知事は、次に掲げる場合には、交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。
- 一 離島活性化交付金交付要綱第11条第1項の各号及び特定有人国境離島地域社会維持

推進交付金交付要綱第 42 条第 1 項の各号に該当する場合

二 事業者が、偽りその他不正の手段により輸送コスト補助の交付決定又は輸送コスト補助の交付を受けた場合

三 事業者が、輸送コスト補助を当該事業以外の用途に使用した場合

四 その他補助金若しくは輸送コスト補助の交付決定の内容、これに付した交付条件又は知事の命令に違反したとき

五 事業者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員その他計画的又は常習的に暴力、脅迫及びこれらに類する手段を用いて不法行為や要求を行う集団又は個人が含まれていた場合

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 知事は、交付決定の取消しをした場合で、既に当該取消しに係る部分について補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部または一部の返還を命ずるものとする。

（帳簿等の整備）

第 11 実施者は、事業者が輸送コスト補助の経理について特別の帳簿を備えさせるとともにその内容を証する関係書類を整理させ、他の経理と区分して、その収支を明らかにさせなければならない。

2 知事は、補助金に係る事業の目的を達成するために必要と認めるときは、実施者に対して必要な報告をさせ、又は実施者若しくは事業者の帳簿、書類その他物件等を調査することができる。

（違約加算金）

第 12 補助金の交付の決定の全部又は一部が取り消された場合において、補助金の返還を命じられたときは、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（延滞金）

第 13 補助金の返還を命じられた場合において、これを納期までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（申請の撤回）

第 14 申請者は、この交付の決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、この

通知書の受領後 14 日以内に補助金の交付申請の撤回をすることができる。

(雑則)

第 15 補助金の交付に関しては、この通知書に定めるもののほか、要綱及び東京都補助金交付規則（昭和 37 年規則第 141 号）の定めるところによる。

第 3 号様式

第 号
年 月 日

東京都知事 殿

(請求者)

概算払による補助金請求書

年 月 日付 港島管第 号により交付決定通知のあった 年度伊豆諸島生産品海上輸送コスト支援事業費補助金について、概算払を受けたいので、伊豆諸島生産品海上輸送コスト支援事業費補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により下記のとおり請求する。

記

1 請求金額 金 円

2 内訳

交付決定額	金	円
今回請求額	金	円

第 4 号様式

第 号
年 月 日

東京都知事 殿

(申請者)

年度伊豆諸島生産品海上輸送コスト支援事業費補助金申請取下通知書

年 月 日付 第 号より申請した伊豆諸島生産品海上輸送コスト支援事業費補助金の交付申請については、伊豆諸島生産品海上輸送コスト支援事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり取り下げる。

記

- 1 輸送コスト補助事業名
- 2 理由

第 5 号様式

第 号
年 月 日

東京都知事 殿

(申請者)

年度伊豆諸島生産品海上輸送コスト支援事業費補助金交付決定変更申請書

年 月 日付 港島管第 号により交付決定通知のあった伊豆諸島生産品海上輸送コスト支援事業費補助金について、伊豆諸島生産品海上輸送コスト支援事業費補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付決定の変更を申請する。

記

1 変更事項及び理由

(1) 変更事項

(2) 変更申請の主たる理由

2 変更の内容

(1) 交付決定額の変更

ア	変更前の交付決定額（都）	金	円
イ	変更増減額		円
ウ	変更後の交付決定額（都）	金	円

(2) 対象品目及び活用する国庫補助制度（品目別）に係る変更

<変更前>

対象品目		活用する国庫補助制度
移出品	移入品	

<変更後>

対象品目		活用する国庫補助制度
移出品	移入品	

(3) その他の変更

第 6 号様式

第 号
年 月 日

殿

東京都知事

年度伊豆諸島生産品海上輸送コスト支援事業費補助金交付決定変更通知書

年 月 日付 第 号により申請のあった伊豆諸島生産品海上輸送コスト支援事業費補助金の交付決定の変更については、伊豆諸島生産品海上輸送コスト支援事業費補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により、下記のとおり認めるので通知する。

記

(変更を認める内容)

第 1 変更を認める内容は、年 月 日付 第 号により申請のあった伊豆諸島生産品海上輸送コスト支援事業費補助金交付決定変更申請書のとおりとする。

(雑則)

第 2 補助金の交付に関しては、この通知書に定めるもののほか、伊豆諸島生産品海上輸送コスト支援事業費補助金交付決定通知書(年 月 日付 第 号)、伊豆諸島生産品海上輸送コスト支援事業費補助金交付要綱、東京都補助金交付規則(昭和 37 年規則第 141 号)及びこの通知書とは別に通知された伊豆諸島生産品海上輸送コスト支援事業費補助金交付決定変更通知書の定めるところによる。

第 7 号様式

第 号
年 月 日

東京都知事 殿

(報告者)

年度伊豆諸島生産品海上輸送コスト支援事業費補助金実績報告書

このことについて、伊豆諸島生産品海上輸送コスト支援事業費補助金交付要綱第 12 条の規定により、別紙のとおり報告する。

第 8 号様式

第 号
年 月 日

殿

東京都知事

年度伊豆諸島生産品海上輸送コスト支援事業費補助金額確定通知書

年 月 日付 第 号により提出のあった 年度伊豆諸島生産品海上輸送コスト支援事業費補助金実績報告書に基づき、伊豆諸島生産品海上輸送コスト支援事業費補助金の額を確定したので、伊豆諸島生産品海上輸送コスト支援事業費補助金交付要綱第 13 条第 1 項の規定により、下記のとおり通知する。

記

1	交 付 確 定 額	金	円
2	交 付 決 定 額	金	円
3	支 払 済 額	金	円
4	追 加 交 付 額	金	円
5	返 還 額	金	円

第 9 号様式

第 号
年 月 日

東京都知事 殿

(請求者)

精算払による補助金請求書

年 月 日付 港島管第 号により額確定通知のあった 年度伊豆諸島生産品海上輸送コスト支援事業費補助金について、精算払を受けたいので、伊豆諸島生産品海上輸送コスト支援事業費補助金交付要綱第 14 条第 1 項の規定により下記のとおり請求する。

記

1 請求金額 金 円

2 内訳

確定額	金	円
既交付額	金	円
今回請求額	金	円